

# 参加者の有無を確認する公募の手続きに係る公示

令和8年2月19日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1. 当該招請の主旨

本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所及び防災資料館に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検を行うものである。

当該設備は、管理業務における重量物の移動や人荷用であり、年間を通じて常に稼働できる状態を維持し運用しなければならないが、設備の故障や誤作動等の異常が発生した場合には、閉じ込めや人命に関わる重大な事故に発展する恐れがある。万一、かご内閉じ込めが発生した場合、早急な救出、復旧が必要であり、常に迅速な対応が出来る体制の確保が要求される。

従って、常に正常な機能および性能を確保し信頼性を維持するためには、機器・部品等の異変や劣化の兆候をいち早く発見し、対応する必要があり、そのためには、当該設備の構造知識を持ち、現場状況に精通し、常に迅速な緊急時対応などの出来る体制が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の施行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示（以下「本公示」という。）」3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続に移行する。

また、本公示3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続に移行する。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8-10年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務
- (2) 履行場所 京都府南丹市日吉町神子ヶ谷68 桂川・猪名川ダム総合管理所  
京都府南丹市日吉町天若寺谷48 防災資料館（ビジターセンター）
- (3) 業務目的 本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所及び防災資料館に設置されてい

るエレベータ設備において、設備の機能及び性能を確保し信頼性を維持すると共に異常時に即対応するため点検・整備等を実施するものである。

また、設備の遠隔状態監視制御を常時行い、点検の結果について専門的な技術的所見を踏まえ、必要に応じ将来の中長期整備計画の基礎資料とするための診断を行い、部品交換の必要性についての提案書を作成するものであり、各エレベータ設備の遠隔監視制御と点検、整備、給油、清掃、軽微な分解・組立、調整及び試運転までの一切を業務内容とする。

(4) 対象設備主要仕様

名 称	管理所エレベータ
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	7 5 0 k g
かご内寸法	間口：1.400m 奥行：1.350m
定 員	1 1 名
行 程	9. 7 5 m
定格速度	4 5 m / min
駆動方式	油圧式 (バックプランジャー式)
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3箇所 (B 1・1 F・2 F)
電動機	1 5 k W

名 称	防災資料館エレベータ
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	6 0 0 k g
かご内寸法	間口：1.400m 奥行：1.100m
定 員	9 名
行 程	8. 0 7 5 m
定格速度	4 5 m / min
駆動方式	油圧式 (バックプランジャー式)
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3箇所 (1 F・2 F・R)
電動機	1 1 k W

- (5) 業務内容 次の設備の定期点検、定期検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設備名	数量	点検内容及び回数	
管理所エレベータ	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
防災資料館エレベータ	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）

- (6) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
  - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
  - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
  - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない

者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち物品製造等の業種区分の「役務の提供(建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理)」の認定を受けており、かつ、営業品目の「管理用機械設備(昇降設備)」に登録していること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本公示時に一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時ににおいて、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。
- (5) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書(以下「公示説明書」という。)に記載する条件を満たす同種業務の履行実績を有すること。
- (6) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く)

- (A) 親会社と子会社の関係
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう((A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く)

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係  
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 手続等

##### (1) 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68

独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 契約担当 田村

電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

##### (2) 公示説明書等の交付期間、交付場所

① 交付期間：令和8年2月19日（木）から令和8年3月11日（水）まで。

② 交付場所：別途指定するホームページからのダウンロードによる。ホームページのアドレス等については、4.（1）まで問い合わせされたい。

##### (3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：4.（1）と同じ

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口4.（1）に同じ。

(3) 詳細は公示説明書による。

# 「令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備

## 点検業務」の参加者の有無を確認する公募手続きに係る

### 参加意思確認書の提出を求める公示の説明書

令和 8 年 2 月 1 9 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

#### 1. 当該招請の主旨

本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所及び防災資料館に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検を行うものである。

当該設備は、管理業務における重量物の移動や人荷用であり、年間を通じて常に稼働できる状態を維持し運用しなければならないが、設備の故障や誤作動等の異常が発生した場合には、閉じ込めや人命に関わる重大な事故に発展する恐れがある。万一、かご内閉じ込めが発生した場合、早急な救出、復旧が必要であり、常に迅速な対応が出来る体制の確保が要求される。

従って、常に正常な機能および性能を確保し信頼性を維持するためには、機器・部品等の異変や劣化の兆候をいち早く発見し、対応する必要があり、そのためには、当該設備の構造知識を持ち、現場状況に精通し、常に迅速な緊急時対応などの出来る体制が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の施行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「日吉ダム管理所エレベータ設備外点検業務」の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「本説明書」という。） 3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との契約手続に移行する。

また、本説明書 3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。

#### 2. 業務概要

(1) 業務名 令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務

(2) 履行場所 京都府南丹市日吉町神子ヶ谷 68 桂川・猪名川ダム総合管理所  
 京都府南丹市日吉町天若寺谷 4 8 防災資料館（ビジターセンター）

(3) 業務目的 本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所及び防災資料館に設置されているエレベータ設備において、設備の機能及び性能を確保し信頼性を維持すると共に異常時に即対応するため点検・整備等を実施するものである。

また、設備の遠隔状態監視制御を常時行い、点検の結果について専門的な技術的所見を踏まえ、必要に応じ将来の中長期整備計画の基礎資料とするための診断を行い、部品交換の必要性についての提案書を作成するものであり、各エレベータ設備の遠隔監視制御と点検、整備、給油、清掃、軽微な分解・組立、調整及び試運転までの一切を業務内容とする。

(4) 対象設備主要仕様

名 称	管理所エレベータ
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	7 5 0 k g
かご内寸法	間口：1.400m 奥行：1.350m
定 員	1 1 名
行 程	9. 7 5 m
定格速度	4 5 m/min
駆動方式	油圧式（バックプランジャー式）
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3 箇所（B 1・1 F・2 F）
電動機	1 5 k W

名 称	防災資料館エレベータ
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	6 0 0 k g
かご内寸法	間口：1.400m 奥行：1.100m
定 員	9 名
行 程	8. 0 7 5 m
定格速度	4 5 m/min

駆動方式	油圧式（バックプランジャー式）
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3箇所（1F・2F・R）
電動機	11kW

(5) 業務内容 次の設備の定期点検、定期検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設備名	数量	点検内容及び回数
管理所エレベータ	1基	定期点検 3回/年（計9回） 定期検査 1回/年（計3回） 遠隔監視診断 常時監視（計3年間）
防災資料館エレベータ	1基	定期点検 3回/年（計9回） 定期検査 1回/年（計3回） 遠隔監視診断 常時監視（計3年間）

(6) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
  - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
  - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
  - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した

## 事実

- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち物品製造等の業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「管理用機械設備（昇降設備）」に登録していること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時ににおいて、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。
- (5) 本業務における参加意思確認書等の提出期限の日までに以下に示す業務（以下「同種業務」という。）を元請けとして受注し、完了した実績を有していること。
- ・エレベータの定期点検及び法定点検に係る業務
    - ※「定期点検」とは、建築基準法又はクレーン等安全規則に準じ、設備が順調に作動するように行った自主点検をいう。
    - ※「法定点検」とは、建築基準法又はクレーン等安全規則に準じ実施する定期検査並びに点検をいう。
- (6) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。
- なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目

的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く)

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう((A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く)

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68

独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 契約担当 田村

電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460

本件に係る問い合わせは、9時～17時(土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く)まで。

5. 参加意思確認書等の提出方法等

- (1) 提出方法：郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 提出期間：令和8年2月20日(金)から令和8年3月11日(水)17時まで
- (3) 提出先：4. 契約担当窓口と同じ
- (4) 参加意思確認書等と併せて、返信用封筒(長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金(460円)分の切手を貼付のこと)を提出すること。
- (5) 参加意思確認書等は本説明書において示す様式により作成すること。
- (6) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加意思確認書等は、応募要件の確認以外に提出者に無断で使用してはならない。

- (8) 受け付けた参加意思確認書等は、返却しない。
- (9) 提出期限以降における参加意思確認書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (10) 本説明書を参加意思確認書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (11) 参加意思確認書等の作成又は提出に関する手続きについての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには一切応じない。
- (12) 参加意思確認書等に関する問い合わせ先  
参加意思確認書等の作成については、4. 契約担当窓口と同じ。

## 6. 参加意思確認書等の作成

- (1) 参加意思確認書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 参加意思確認書等は、次に従い作成すること。
  - ① 同種業務の履行実績
    - (A) 記載様式は、別記様式2とする。
    - (B) 3.(5)の条件を満たす同種業務の履行実績を1件記載する。
    - (C) 契約書(業務名称、履行期間、発注機関名、社印を有する部分)の写しを添付すること。
    - (D) 当該業務発注者が作成した履行証明書又は検査に合格したことを証明する書類及び同種業務と確認するための資料(仕様書・図面等)の写しを添付すること。

## 7. 参加資格等の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、「3.応募要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、参加意思確認書等を提出し、分任契約職から参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 3.(2)の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができる。この場合において、3.(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において3.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として参加資格があることを確認するものとする。

なお、提出期限までに参加意思確認書等を提出しない者及び分任契約職が参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 参加資格の確認は、参加意思確認書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年3月17日(火)までに通知する。

#### 8. 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書等を提出した者のうち、応募要件を満たしていない者に対しては、応募要件を満たしていない旨と、その理由（非選定理由）を書面（審査結果通知書）をもって、分任契約職から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、分任契約職に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ① 受付場所：4. 契約担当窓口と同じ
  - ② 受付日時：9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く。）

#### 9. 特記仕様書等に対する質問

- (1) 特記仕様書等に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
  - ① 提出期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月11日（水）17時まで
  - ② 提出先：4. 契約担当窓口と同じ
  - ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。上記の質問には次のとおり回答する。
  - ④ 回答期間：令和8年3月16日（月）から令和8年3月27日（金）まで
  - ⑤ 閲覧方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

#### 10. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4. 契約担当窓口と同じ。
- (3) 参加意思確認書等を審査した結果、3. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。
- (4) 参加意思確認書等が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書等は無効とする。
- (5) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

## 令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務に係る参加意思確認書等作成要領

- (1) 参加意思確認書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ① 参加意思確認書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1
  - ② 同種業務の履行実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2
- (2) 参加意思確認書等の用紙サイズは、A4判とする。
- (3) 参加意思確認書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 参加意思確認書等は、独立行政法人水資源機構分任契約職 桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩あて1部（袋綴）提出するものとする。また、これと別に複写（カラー）したものを1部（クリップ留め等）提出するものとする。
- (5) 参加意思確認書等は、表紙を1頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を全て袋綴じして提出すること  
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
- (6) 参加意思確認書等の編纂方法は、次のとおりとする。
- (7) 参加意思確認書及び資料の作成が終わりましたら、次の書面等を再度確認して、提出願います。
  - 参加意思確認書（様式1）  
【代表者以外の者が記名押印する場合】
  - 代表者からの委任状（委任状は「参加意思確認書及び資料」として編纂しないものとします。）
  - 同種業務の履行実績（様式2）
  - 当該業務発注者が作成した履行証明書又は履行が完了した事を証明する書類及び契約書等の写し（業務名称、工期、発注機関名、社印を有する部分）
  - 業務内容が確認できる資料の写し
  - 返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460円）分の切手を貼付のこと。）

様式 1

参加意思確認書

業務の名称 令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ  
設備点検業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思  
確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3.  
(7) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

印

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

提出者) 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
電話番号 〇〇-〇〇  
F A X 〇〇-〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 役職名  
〇〇 〇〇 印

作成者) 担当部署  
氏 名  
F A X  
E-mail

[ 1 / 〇 ]

様式 2 同種業務の履行実績

様式 2 に関する資料

注) 表及び裏表紙に割印する。代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届 (使用する日の 3  
箇月前までの印鑑証明書 (コピーでも可) 添付必要) を、また、代表者以外の者が記名押印  
する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去にご提出頂いており、記  
載事項に変更がない場合は提出不要です。

様式 1

## 参加意思確認書

業務の名称 令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3. (7) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所 岩本 浩 殿

提出者) 住所  
電話番号  
F A X  
会社名 〇〇株式会社  
代表者 役職名 氏名 (印)

作成者) 担当部署  
氏名  
F A X  
E-mail

## 同種業務の履行実績

(業務名：令和 8-10 年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務)

会社名：○○○○○

〔元請けとして受注し、完了した業務の実績を記入してください。〕

業務等名称	
発注機関名	
業務等の履行期間	
業務等内容	
設備等の概略仕様	

上記の内容を証明するため、次の（１），（２）の資料を添付すること  
添付がない場合は、実績として認めない。

- （１）契約書（業務名称、履行期間、発注機関名、社印を有する部分）の写し
- （２）当該業務発注者が作成した履行証明書又は検査に合格したことを証明する書類及び同種業務と確認するための資料（仕様書・図面等）の写し

[○/○]

## 履 行 証 明 書

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所  
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記業務を履行し、完了したことを証明します。

業 務 名                    〇〇〇〇〇業務

履 行 場 所                〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額                ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履行期間                    自 令和〇年〇月〇日  
                                  至 令和〇年〇月〇日

業務の内容                    〇〇エレベータ設備における定期点検を行うものである。  
                                  形 式 : 〇〇式エレベータ  
                                  積 載 荷 重 : 〇〇 k g  
                                  定 格 速 度 : 〇〇 m / min  
                                  台 数 : 〇〇基

従事技術者                管理技術者   〇〇 〇〇

従 事 期 間                令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

[〇/〇]

令和 8-10 年度  
桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備  
点検業務

特記仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める機械設備点検整備業務共通仕様書（令和5年4月版）（以下「共通仕様書」という。）に優先して令和8-10年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 公示説明書に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

### 第2節 概要

本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所及び防災資料館（ビクターセンター）に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため点検を行うものである。

#### 2-1 履行場所

京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68 桂川・猪名川ダム総合管理所  
京都府南丹市日吉町天若寺谷48 防災資料館（ビクターセンター）

#### 2-2 契約期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日まで

#### 2-3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 2-4 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の定期点検、定期検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設備名	数量	点検内容及び回数	
管理所エレベータ	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
防災資料館エレベータ	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）

#### 2-5 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

### 第3節 一般事項

#### 3-1 管理技術者

##### 1. 資格等

管理技術者は、一・二級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機検査資格者のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

なお、協議により監督員が認めた場合には、管理技術者の交代ができるものとする。

##### 2. 配置等

管理技術者は、業務の管理及び統轄等、契約書第9条に規定する職務を全うできる限りにおいて、本業務の専任及び現場への常駐は要しない。

また、管理技術者を変更する場合は事前に機構と協議するものとする。

#### 3-2 下請負

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを他のものに請け負わせてはならない。

(1) 業務における総合的業務計画、業務履行管理、点検手法の決定及び技術的判断

- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見の作成
2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース及び資料整理である。
3. 受注者は、業務を下請負に付する場合、書面により下請負をするもの（以下「下請負人」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、下請負人に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。
- なお、下請負人は、機構の一般競争（指名競争）参加資格者（物品製造等）である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

### 3-3 準拠規定

本業務の履行にあたっては、共通仕様書で規定するほか、次の基準等にも準拠するものとする。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 1. 機械設備管理指針              | (独立行政法人水資源機構) |
| 2. エレベータ構造規格             | (厚生労働省)       |
| 3. 日本エレベータ協会標準           | (日本エレベータ協会)   |
| 4. 建築保全業務共通仕様書           | ((財)建築保全センター) |
| 5. J I S A 4302 昇降機の検査基準 | (日本工業規格)      |

### 3-4 提出図書

共通仕様書第1章1-1-5でいう提出図書について、種別・部数及び提出時期は次によるものとする。

なお、この業務の目的物である成果品とは、次の2.(1)～(5)である。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. 業務着手前に提出するもの      |      |
| (1) 業務計画書（記載内容は次による） | 1部   |
| ①業務概要・計画工程表          |      |
| ②点検手順・実施内容           |      |
| ③緊急時の連絡体制及び対応        |      |
| ④点検従事者名簿             |      |
| 2. 業務進捗にあわせて提出するもの   |      |
| (1) 点検記録書            | 1部   |
| (2) 定期検査報告書          | 1部   |
| (3) 履行写真             | 1部   |
| (4) 遠隔監視診断報告書        | 1部   |
| (5) 不具合箇所及び処置方法の提案   | 1部   |
| (事象が発生した場合にすみやかに提出)  |      |
| (6) 業務履行報告書          | 1部   |
| (7) 事故調査表            | 1部   |
| 3. その他監督員が指示したもの     | 必要部数 |

### 3-5 指定部分引渡し

本業務の履行範囲について、次のとおり契約書第29条に基づく部分引渡しを行うものとする。

1. 令和8年度履行部分
- 令和8年度履行部分の指定部分引渡しとして、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの点検記録書、定期検査報告書、履行写真、遠隔監視診断書、不具合箇所及び処置方法の提案（事象が発生した場合のみ）、業務履行報告書を取りまとめるものとする。
- なお、引き渡し期間は令和9年4月中旬までとする。
2. 令和9年度履行部分
- 令和9年度履行部分の指定部分引渡しとして、令和9年4月1日～令和10年3月31日までの点検記録書、定期検査報告書、履行写真、遠隔監視診断書、不具合箇所及び処置方法の提案（事象が発生した場合のみ）、業務履行報告書を取りまとめるものとする。
- なお、引き渡し期間は令和10年4月中旬までとする。

### 3-6 支給材料

本業務において、次のものを無償支給する。

1. 設備の運転操作に必要な電力
2. 業務に必要な低圧電力（ただし、引渡し可能な場所に限り）

### 3-7 貸与品

本業務において、次のものを無償貸与する。

1. エレベータ設備の完成図書
2. 過年度の点検報告書

### 3-8 水質の保全

本業務の履行にあたって、ピット等から油等の流出による水質汚染がないよう対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の損害を与えた場合は、監督員に連絡するとともに受注者の責任において速やかに流出油等の回収を行うものとする。

### 3-9 設計変更

設計変更は、共通仕様書第1章第1節1-1-18によるものとし、業務内容に変更が生じた場合、設計図書の内容変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、監督員が設計図書に示した目的及び機能が同等であると判断し、承諾した仕様または履行方法については、請負代金額の変更を行わないものとする。

### 3-10 官公庁等への手続き等

本業務の履行にあたり、必要となる手続き及び対応は、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

なお、本業務の対象設備のうち日吉ダムの設備については、建築基準法第12条3項の規定による定期検査結果の報告を必要とする。

### 3-11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するものとする。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様に対応するものとする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告するものとする。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあるものとする。

### 3-12 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

### 3-13 施設等の保護

本業務履行期間中に施設に損傷を与えた場合は、全て受注者の負担において復旧するものとする。

### 3-14 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任と費用負担により適切に処分するものとする。

### 3-15 休日作業等

受注者は、本業務の履行に際し、原則として夜間・休日等の作業は行わない（作業時間帯は、発注者の勤務時間内）ものとする。ただし、やむを得ない理由等がある場合は、監督員及び受注者による協議のうえ、実施するものとする。

### 3-16 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

### 3-17 疑義等

特記仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。



のとする。

#### 2-4 遠隔監視診断

1. 本エレベータ設備は、遠隔監視システムにより常時運転状況等を監視するものとし、監視に必要なシステムの配備は、受注者の責任と負担において行うものとする。

なお、システムの配備に要する費用は設計変更の対象としない。

2. 閉じこめ等の異常時は、かご内と遠隔監視間の通話を行い、速やかな現場対応を実施することとする。

以 上

## 業 務 数 量 総 括 表

業務名 令和8-10年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務

独立行政法人水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所

## 業務数量総括表

業務名	令和8-10年度 桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務 (当初)					
業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
管理所エレベータ点検		年分		3		遠隔監視診断含む
防災資料館エレベータ点検		年分		3		遠隔監視診断含む
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費		式		1		

独立行政法人 水資源機構

令和8-10年度  
桂川・猪名川ダム総合管理所外エレベータ設備点検業務

参 考 資 料

この「参考資料」(または「参考図面」以下同じ)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。  
したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工条件、安全対策等、工事目的物を完成させるための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。  
なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

令和8年2月

独立行政法人水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所

業務参考数量

区分	規格	単位	数量	単価	備考
1. 管理所エレベータ点検					
定期点検		月	36	42,700	3年分、遠隔監視診断含む
定期検査		月	36	1,750	3年分
2. 防災資料館エレベータ点検					
定期点検		月	36	42,700	3年分、遠隔監視診断含む
定期検査		月	36	1,750	3年分